

令和5年 12 月 27 日招集

第7回

# 定例総会議事録

加茂市農業委員会

## 第 7 回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和5年 12 月 27 日午後3時 30 分から下記議案審議のため第 7 回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

### 記

- 第 14 号議案 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 15 号議案 事業計画変更承認申請に対する可否決定について
- 第 16 号議案 農地法 5 条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 17 号議案 農地利用集積計画に対する可否決定について
- 第 18 号議案 あっせん譲受等候補者の登録について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 長谷川正典 君	2番 木村雅一 君	3番 小池俊木 君
4番 西村修市 君	5番 今井和幸 君	6番 梅田守康 君
7番 坂内長市 君	8番 坂上辰彦 君	9番 小林裕一 君
10番 近藤サチ子 君	11番 浅川和夫 君	12番 中野良一 君
13番 諸橋利彦 君	14番 飯岡佐治雄 君	15番 佐藤愛子 君
16番 山田喜良 君	17番 吉村陽介 君	18番 田澤淑子 君
19番 加茂重夫 君		

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 坂上嘉一郎 君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久 君
須田1番 小林 健 君	須田2番 高橋正明 君	

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 太田 憲之 君	次長 大竹 久範 君
------------	------------

議長(加茂重夫君)

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

7月20日から改選になりまして始まったわけですが、今回で7回目の総会でございます。みなさんには初めての人もいれば、大変だった人もいますけれども、またこれから1年も大変かと思いますが、よろしく願いを申し上げます。

それでは、議事に入ります。

報告いたします。

ただ今の出席農業委員数は、19名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第7回定例総会を開会いたします。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、

13番 諸橋利彦君、14番 飯岡佐治雄君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でおこないますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第14号議案

「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

なお、XXXXXXXXXXは、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限に準じて、本議案終了まで退席をお願いいたします。(※  
XXXXXXXXXX退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

【議案14号朗読後説明】

番号1と番号2につきましては、土地を集約するため、お互い土地の交換を希望しており、協議が整ったため申請に至ったものです。

番号1の申請地につきましては、県道長岡・栃尾・巻線沿いの須田第三揚水機場から北西方向にXXXXメートル地点の田で、水稲作付けの痕跡がありました。番号2については、須田第三揚水機場から東にXXXXメートル地点の田で、水稲が作付けされた痕跡がありました。

交換後もお互い、引き続き水稲作付けを行う予定となっております。

番号1、2の申請について、譲受人が許可要件を満たしているか経営状況を確認いたしますと、農業経営では、譲受人又は世帯員に年間150日以上農業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する

者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。以上によりまして農地法第 3 条第 2 項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断されます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

須田2番 高橋正明推進委員。

須田2番(高橋正明君)

須田2番高橋です。12月17日に加茂委員と、番号1、番号2の申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。

番号1、番号2の申請地については、田で水稻を作付けした痕跡がありました。権利移転後も、譲受人が引き続き水稻栽培する予定となっています。

番号1、番号2ともに現状で周辺の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上です。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いいたします。

(※XXXXXXXXXX着席)

退席委員に報告します。本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第15号議案

「事業計画変更承認申請に対する可否決定について」及び第16号議案「農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について」を一括上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

【議案14号朗読後説明】

第 15 議案は、昭和 63 年 4 月に県知事より、住宅建築で許可を受けております。その後、農機具の入替等の費用がかさんだり、子供の勤務先等の関係から家族構成が変わり新築の必要が無くなっていました。この度、孫が結婚し、借家に住んでおりましたが、住宅を建築することになり、事業計画の変更をしたいというものであります。

第 16 号議案の 1 は、事業を承継した住宅を建築するための許可申請です。配布資料の第 15 号議案・第 16 号議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の 1 ページをご覧ください。申請地は、                    地内に所在しています。資料 2 ページの案内図をご覧ください。申請地は、                      
                    の近くに所在しています。申請地の南側に畑が隣接しています。それ以外の周囲は住宅と接しています。資料の 3 ページは、申請地付近の更正図です。資料 4 ページが、利用計画図となりますのでご覧ください。計画では住宅と駐車場を整備する計画となっています。

この申請の内容を農地転用に関する許可基準に照らして確認しますと、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、宅地化の状況が住宅もしくは事業の用に供する施設が連坦している程度に発達している区域に近接する区域内にあることから、第 2 種農地と判断されます。第 2 種農地は、申請に係る農地に代えて周囲の他の土地を供することにより、事業の目的達成ができると認められる場合は、原則転用不許可となりますが、この申請案件は集落に接続して設置される居住する者の日常生活に必要な施設に供する事業であり、周辺に当該事業に利用できる土地が無く、申請地以外ではその用をなさないことから例外的に許可可能であると考えられます。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載によると融資で対応する計画となっており、金融機関が発行した融資予定証明書で事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定日以降の 3 月から工事期間が設定されており、許可後すぐに着工する見込みであることが確認できることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、転用面積と所在する車庫の建築面積及び利用図の配置からみて、過剰な転用面積ではないと考えられ、妥当と判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、現状で雨水の排水処理が適正に行われており、周囲に土砂等の流出が認められないこと及び、申請地の南側に隣接している当初計画人の畑の耕作に支障が生じていないことが現地調査で確認されたことから、今後も周辺農地等への支障は生じないものと判断できます。

続きまして、番号 2 及び 3 の申請についてご説明申し上げます。

資料の 6 ページが番号 2、9 ページが番号 3 の位置図となります。

申請地は、図面で塗りつぶした位置となります。国道 290 号から [REDACTED] した位置に所在しています。資料 8 ページ及び 11 ページの申請地付近の更正図をご覧ください。図面上で斜線が引かれている部分が申請地となります。資料 12 ページが利用計画図となります。今回申請が 2 つになっているのは、番号 2 が賃借権の設定、番号 3 が所有権移転のため分けております。

この申請の内容を農地転用に関する許可基準に照らして確認しますと、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地（オに規定するものに限る。）及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。第 2 種農地は、申請に係る農地に代えて周囲の他の土地を供することにより、事業の目的達成ができると認められる場合は、原則転用不許可となりますが、この申請案件は、他の土地も検討しましたが、周辺に当該事業に利用できる土地が無く、申請地以外ではその用をなさないことから例外的に許可可能であると考えられます。

次に、「一般基準」について確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載内容から、事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の周囲に一部農地はありますが、盛土がされており、土砂の流出及び営農に支障が生じている様子がないことが現地調査で確認されていますので、事業実施による周辺地等への支障は生じないものと判断できます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定日以降（電気工事期間を 6 か月みている）の 9 月から工事期間が設定されており、10 月より運転が予定されていることから、確実であると判断できます。

以上によりまして、番号 1、2 及び 3 の案件が転用許可基準をすべて満たしていると考えられます。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

5 番今井和幸委員。

5 番(今井和幸君)

5 番今井です。

12 月 15 日に坂上委員と現地の調査を行ってまいりましたので、その内容をご報告します。

はじめに第 15 号議案及び第 16 号議案番号 1 の申請地について報告します。

昭和 63 年 4 月 21 日に県知事より農地法第 5 条許可を受けております。申請地はコンクリートの土留めで区分されており、排水は公共下水道に接続、雨水は隣接する水路に接続され放流されて予定となっています。計画通りの適切な施工が行われた場合には、事業実施によって営農条件に支障を及ぼすことは無いと考えられ、許可相当と判断しました。

続いて第 16 号議案番号 2 及び 3 の申請地について報告します。

申請地の周辺の国道 290 号側には一部農地はありますが、盛土がされており土砂の流出及び営農に支障が生じている様子は確認されませんでした。市道を挟んで反対側は耕作している農地はありませんでした。雨水は砂利を敷いて自然浸透させることとしており、計画どおりに事業実施された場合は、転用事業による周辺地等への支障が生じることは無いと考えられ許可相当と判断しました。

報告は以上です。

議 長(加茂重夫君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

14 番(飯岡佐治雄君)

はい。

議 長(加茂重夫君)

飯岡委員。

14 番(飯岡佐治雄君)

14 番飯岡です。

事務局(太田憲之君)

これが完了したときの地目は何になるのかと、反当りどれくらいの価格なのか。地目は宅地になります。土地代金は 1,416 m<sup>2</sup>で 55 万円です。反当り 30 万円くらいです。

16 番(山田喜良君)

はい。

議 長(加茂重夫君)

山田委員。

16 番(山田喜良君)

16 番山田です。実際今売電をしても売れないということで個人的にされている方も撤退しているという中、この山間地でできるかというのが私も不安です。やるのであれば平場の方がいいかと思うのですが、どうしてこの場所になったのかお聞きできればと思います。

事務局(太田憲之君)

事務局太田です。他では黒水、下条、中大谷と検討したそうですが、価格等の面もありここになったということです。ただ現地について、日射量は確保できるとの判断をされております。

16 番(山田喜良君)

はい。

議 長(加茂重夫君)

山田委員。

16 番(山田喜良君)

16 番山田です。私も JA の低温倉庫の屋根等に太陽光発電を設置しようという話があった時、ものすごい設置のお金もかかります。現実的に先ほども話をしましたが、売電が売れない、ただ事業所がやるということは採算的に合うということでやるということに私は疑問があります。許可すればやるということで、今後農業委員会として、他にもそういう箇所ができる可能性もあると思いますので、業者の方からどういう経緯なのか情報を仕入れることはできないでしょうか。

事務局(太田憲之君)

実際この会社は昨年北区と柏崎で許可を取って今現在建設中です。ただ新潟県では今現在これ以上広げる予定はないそうです。



14 番(飯岡佐治雄君)	はい。
議 長(加茂重夫君)	飯岡委員。
14 番(飯岡佐治雄君)	14 番飯岡です。建設費はどれくらいか。
事務局(太田憲之君)	建設費は 3,450 万円です。
14 番(飯岡佐治雄君)	はい。
議 長(加茂重夫君)	飯岡委員。
14 番(飯岡佐治雄君)	14 番飯岡です。さっき山田さんも言ってましたが、ほうぼうでダメになっている。その場合の撤去とか従前に戻すとかはどうなのでしょう。
事務局(太田憲之君)	この会社は青森とかで2町3町規模でやっていますして、それなりの実績があります。今のところ撤退したところはないそうです。あと、ソーラーの耐用年数は 30 年と聞いています。
17 番(吉村陽介君)	はい。
議 長(加茂重夫君)	吉村委員。
17 番(吉村陽介君)	17 番吉村です。設置して、風が吹いて、倒れて被害があったりとか、地域の住民の反対があってストップするとか、何かあった時に加茂市の問題になるので、加茂市の考えだと思います。
14 番(飯岡佐治雄君)	関連で、ここの住民の人たちに今出たような心配はどうなのでしょうかね。了解を得なければならぬとかその辺はどんなものなのでしょう。
議 長(加茂重夫君)	他にありませんか。
6番(梅田守康君)	はい。
議 長(加茂重夫君)	梅田委員。
6番(梅田守康君)	6番梅田です。7 ページの地図を見てもらえばわかるように、沢なんですよ。人家から実質 10 メートルから 15 メートルしか離れていないんです。沢なんで風で飛ぶという心配は少ないかと思うんですが、周りの住民の方との協議はなされているのでしょうか。
事務局(太田憲之君)	工事前に地元と話をする説明をするのお話でした。
14 番(飯岡佐治雄君)	はい。
議 長(加茂重夫君)	飯岡委員。
14 番(飯岡佐治雄君)	工事をする前にということは許可を得てからということですか。それってどういんものなのでしょう。もし反対って場合は、加茂市どうするのでしょうか。加茂市は許可しました、あとは会社と住民の話となるのでしょうか。
7番(今井和幸君)	はい。
議 長(加茂重夫君)	今井委員。
7番(今井和幸君)	7番今井です。私も現地調査で、業者の方に、あくまでも地元とトラブルだけはおこさないようにお願いしてきました。
2 番(木村雅一君)	はい。
議 長(加茂重夫君)	木村委員。
2 番(木村雅一君)	ダメだったら撤去してもらわないと賛成とはいきません。撤去をきちんとしていただきたいと思います。
16 番(山田喜良君)	はい。

議 長(加茂重夫君) 山田委員。

16 番(山田喜良君) 16 番山田です。いろいろみなさん話が出ていますが、私も最終的には許可を  
したいんですが、全国的にソーラーシステムについては、建てっぱなしで逃げ  
行ったということが報道によく出ています。申請して許可する以上は、市の責任が  
あると思います。農業委員会の責任だと思えます。もしそうなった場合に裁判沙  
汰になることもあると思います。市も農業委員会も確約を取って、もしの場合は  
撤去の約束、更地に戻すとかを文書で取り交わす。そういうやり方を取った方が  
私はいいいと思います。

14 番(飯岡佐治雄君) はい。

議 長(加茂重夫君) 飯岡委員、

14 番(飯岡佐治雄君) そういった確約を付けるのもいいんですが、会社がダメになったら撤去しますと  
いうことはないかと思うんですが。面倒ではないのかと思います。

議長(加茂重夫君) あと、みなさんありますか。

10 番(近藤サチ子君) 今は脱炭素、国が進めていますが、何かとCO2削減がついて回りますし、普通  
の家庭でも屋根等でやっていたんですが、20 年もたたないうちに壊れたとか採算が  
取れないとかでしていないところが多いですよ。皆さんが心配するように破産し  
ましたとかいう時にどうなるのかと考えました。特に新潟県は曇りとか多いです  
から。絶対反対、私たちが反対してもどうなるものかと、クリーンな日本をつくっ  
ていったらいいかなと思います。それはそれで賛成です。

議 長(加茂重夫君) 結論が出ませんようですので、次回に持ち越しますか。

14 番(飯岡佐治雄君) はい。

議 長(加茂重夫君) 飯岡委員。

14 番(飯岡佐治雄君) 撤去とか、地元の同意とかを条件を付けて許可をするのがいいのかなと思いま  
す。

4 番(西村修市君) はい。

議 長(加茂重夫君) 西村委員。

4 番(西村修市君) 西村です。私も地元の同意を得てから順序良く話を進めて農業委員会に提出  
するのがよいかと思えます。地元優先がよいと思えます。

議 長(加茂重夫君) 皆さん、次回以降に持ち越しということでどうでしょうか  
(多数の挙手あり)

事務局(太田憲之君) 次回に向けてどのような条件をお願いしたらよろしいでしょうか。

16 番(山田喜良君) 条件は最後までもしも撤退したり、やめる場合の撤去と地元の同意の文書をつけて  
もらう。

事務局(太田憲之君) では、それをお願いします。

議 長(加茂重夫君) 他に質問、ご意見はございませんか。  
(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

最初に、第 15 号議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員の挙手あり)

次に、第 16 号議案の番号1について許可することに賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員の挙手あり)

次に、第 16 号議案の番号 2 及び 3 について、継続審議としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、第 15 号議案及び第 16 号議案の 1 は許可することに決定いたしました。また、第 16 号議案の番号 2 及び 3 は、継続審議とすることに決定いたしました。

次に、第 17 号議案

「農用地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。

なお、XXXXXXXXXX は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

また、XXXXXXXXXX は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限に準じて、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(※ XXXXXXXXXX 退席)

事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

それでは、議案書の 5 ページをお開きください。

【議案 17 号朗読後説明】

別冊の「農用地利用集積計画令和 6 年 1 月 10 日公告」の内容につきましては、次のページから各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第 17 号議案関係 参考資料 1 及び参考資料 2 の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料 1、2 による説明)

なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

6 番(梅田守康君)

はい。

議長(加茂重夫君)

梅田委員。

6 番(梅田守康君)

6 番梅田です。

農地利用集積計画集計表の再設定で、上大谷と下大谷で違いはあるんですけど、中山間地で基盤整備をしている地区だと思います。で、片や 10 アールあたりコシヒカリ 1 等米 90 キロ、片や総額で 3,734 m<sup>2</sup>の土地に対しまして、15,000 円、10 アール当たり 4,017 円。これは間違いじゃありませんよね。沢田ではなく県道戸倉線です。

事務局(大竹久範君)

はい、間違いではないです。申請のとおり記載してございます。10 アールあたり

を訂正して総額にチェックが入っています。

他に質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いいたします。

(※XXXXXXXXXX着席)

退席委員に報告します。本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

次に、第 18 号議案

「あっせん譲受等候補者の登録について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

それでは、議案書の 5 ページをお開きください。

【議案 18 号朗読後説明】

あっせん事業における農地の受け手となるためには、「加茂市農業委員会農地移動適正化あっせん基準」第 3 に定める農用地等の権利取得者の要件である基準面積及び資本装備の水準を満たし、「あっせん譲受等候補者名簿」に登録された者でなければなりません。

番号 1 ～ 3 の申請人は、経営の規模拡大と安定化を目標としており、その目標の達成のため名簿登載の申請が行われたものです。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

2 番(木村雅一君)

はい。

2 番木村です。番号 XX 番の XXXXXXXXXX さんなんですが、婿さんいるんですがこれでいいんでしょうか。

事務局(太田憲之君)

本人と娘です。

議長(加茂重夫君)

よろしいですか。他にありませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、申請者を「あっせん譲受等候補者」として登録することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案の申請者を「あっせん譲受等候補者」として登録することに決定いたしました。

事務局(太田憲之君)

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全部終了いたしました。

(議案審議終了 午後4時 37 分)

これより、「報告案件」をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

はい。事務局長太田です。議案書の7ページをお願いします。

**【報告第1号朗読】**

番号1、2は、農地中間管理事業を活用しており、賃借人の希望により、合意解約に至ったもので、先程審議いただいた利用集積計画により新たに賃借権が設定される予定です。番号3は農地の売却を希望しており、あっせんにより売買する予定となっています。番号4は耕作者を変更するための合意解約で、次の耕作者の予定があるとのことです。

**【報告第2号朗読】**

議長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見を受ける)

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。

次に、「事務報告」をお願いいたします。

令和5年 11 月 29 日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。

**【議案9ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】**

議長(加茂重夫君)

以上で事務報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第7回定例総会を終了いたします。

(閉会時刻 午後4時 51 分)

令和 年 月 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

13 番 委 員

.....

14 番 委 員

.....